

各都道府県知事 殿
各指定都市長 殿
各市区町村長 殿

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）
（公印省略）

行政機関における公益通報者保護法に係る対応の徹底について

平素より、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）に係る対応について、御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

法では、第 3 条及び第 5 条で公益通報を理由とする解雇の無効及び不利益取扱いの禁止を規定しています。

また、行政機関を含む事業者に対して、法第 11 項第 1 項に規定する公益通報対応業務従事者を定めること及び同条第 2 項に規定する内部の労働者等からの公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることを求めています¹。これには、窓口の設置等、内部公益通報に限定する部分もあれば、不利益な取扱いの防止に関する措置等、行政機関に対する 2 号通報、報道機関等に対する 3 号通報をした者も含めて措置をとることを求めている部分もあります。

加えて、権限を有する行政機関等に対して、法第 13 条第 2 項に定める外部の労働者等からの公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることを求めています。

消費者庁では、行政機関において、これらの措置が適切に履行され、公益通報への適切な対応が確保されるよう、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」を策定しているほか、Q&A 集や逐条解説等を公表し、法の解釈や適切な運用についての理解促進に努めているところです。

各行政機関において、法令が求める措置等を適切に実施しているかについては、今後、消費者庁が実施する実態調査を通じて、改めて確認をし、その内容の詳細を公表することとしております。

各地方公共団体におかれましては、これまで消費者庁が公表している下記事項を踏まえ、法が求める措置の内容について、改めて御確認をいただき、必要に応じて、対応を見直していただくよう、お願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

¹ 常時使用する労働者数が 300 人超の事業者が義務対象であり、300 人以下の事業者は努力義務。

記

- 公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン
(内部の職員等からの通報)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_220407_0002.pdf

- 公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン
(外部の労働者等からの通報)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_220407_0004.pdf

- Q&A 集

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/faq/

(参考) 法第 11 条第 2 項部分 (抄)

内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置に関する Q&A

Q1 内部公益通報対応体制とはどのようなものですか。

A 内部公益通報対応体制とは、本法第 11 条第 2 項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいいます。

常時使用する労働者の数が 300 人を超える事業者に対しては内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置が義務付けられています(常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者に対しては努力義務)。

なお、ここでの事業者は本法第 2 条第 1 項各号に定める事業者を指します。

Q1' 「その他の必要な措置」(本法第 11 条第 2 項)とはどのようなものですか。

A 「その他の必要な措置」とは、「公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため」(本法第 11 条第 2 項)に求められるものです。ここでの「公益通報者」には、内部公益通報を行った者のみならず、処分等の権限を有する行政機関(2 号通報先)やその他外部(3 号通報先)への公益通報を行った者も含まれます。

「その他の必要な措置」として、例えば、「不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置」(指針第 4 の 2(1)イ)や、「範囲外共有を行うことを防ぐための措置」(指針第 4 の 2(2)イ)が求められます。(Q20 及び Q23 参照)

- 逐条解説

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/annotations/

【連絡先】

消費者庁参事官(公益通報・協働担当) 室
電話：03-3507-8800(代表)